性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第11回 2015年度理事者と女性会員との懇談会報告

男女共同参画推進本部委員 石井 悦子 (60 期)

1 はじめに

当会では、年に一度、当会理事者(会長・副会長)と女性会員との懇談会を実施しております。第4回目となる今回は、2015年7月30日(木)、およそ60名の方々のご参加をいただき、昼食をとりながら2時間にわたり様々な議論が交わされましたので、その概要をご報告します。

2 概要

(1) 出産・育児等と仕事・会務との両立支援について

男女共同参画推進の重点課題とアクションプランについては女性会員の理事者が実現し、外部団体外部組織に推薦派遣される女性会員の割合が25%を超える等の課題を達成していること、併せて育児休業中の会費免除について執務時間に関する要件が撤廃されたこと、これを受けて育児中の男性会員の利用が増加していること、会務免除についても要件が軽減されたこと等の報告を、当本部から行いました。会費免除制度については、出席会員から、改正後の利用要件についての再確認があり、更なる周知が今後の課題となりました。

また、従前から懸案となっている弁護士会館内への一時保育施設の設置については、利用者のニーズを把握するためにアンケートを実施していること、保育施設設置のための法令上の要件をクリアするため東京三会や日弁連との情報共有を検討していること等の報告を行い、併せて近隣の保育施設の紹介等を行いました。出席者からは、常設の一時保育施設がないという現状をふまえ、当面、4階の和室の活用を促進していくことが重要ではないか、また場合により派遣の保育士やベビーシッターと会が提携し当該和室を利用することを検討してはどうか、という意見をいただきました。なお、4階和室の利用には、個別のケースでは当日申請等の柔軟な扱いも許容されているものの、決裁手続等の関係から制度上は原則として3営業日前までの申請が必要とされており、より迅速・柔軟な手続による

和室の活用が課題となりました。また、4階女性会員室について、パソコン・プリンターなど備品を充実させる取組みを継続している旨の報告を行いました。

(2) 業務分野の拡大と業務における差別是正について

女性社外役員候補者名簿の提供事業の現状について、2014年度の開始以来これまでに約100名の登録があり、企業からの名簿の提供依頼も寄せられている旨の報告を行いました。当該事業については、当会のウェブサイトでの広報以外に、今後も企業向け研修会等を通じた効果的な広報活動を行っていく予定です。

また、就職後の育児休業・仕事復帰について、他 会の例を参考に実例を紹介したり表彰制度を設けたり することで、実効性のある取組みの例について周知し 共有するべきではないか、との意見をいただきました。

性差別・セクシュアルハラスメントの現状とセクハラ相談の在り方について、セクハラ相談件数が少ないことに鑑み、外部機関の起用等も検討してほしいという意見をいただきました。また、女性会員のメーリングリストにつき、キャリアアップ等の情報などもあると有益であるという意見をいただきました。これらの意見については、各制度をより使いやすいものとするべく当本部として今後検討予定です。

3 おわりに

今回も、多数の会員の皆様にご参加いただき、多数の議題について意見交換を行いました。議題のうち、出産・育児支援制度について当会ウェブサイトの会員サイトに詳細な説明がございますのでご参照ください。(https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html)

出席者の増加をふまえ、来年以降については、例えば小規模なグループに分けて議論を行うなど、より出席者が理事者と意見交換しやすい形態も検討したいと考えています。来年以降も多数の女性会員の参加をお待ちしています。